

2010年度

認定看護管理者教育課程
サードレベル
募集要項



公立大学法人 AOMORI UNIVERSITY OF HEALTH AND WELFARE

青森県立保健大学

Community Education and International Affairs Center

地域連携・国際センター

目次

1.	サードレベル概要	2
2.	サードレベル募集概要	2
	1) 募集人員	
	2) 教育期間	
	3) 受講要件	
	4) 選考方法	
	5) 応募期間	
	6) 応募方法	
	7) 結果通知	
	8) 受講費用・納付方法	
3.	応募書類記入上の注意	3
4.	応募上の注意	3
5.	受講要件別提出書類一覧	4
6.	教育課程	5
7.	その他	5

別紙：出願書類様式

A 票：サードレベル受講申込書

B 票：サードレベル受講志望動機

C 票：職位及び勤務証明書

D 票：看護管理者研修修了証一覧

E 票：応募に際しての上司の了解の確認票

1. サードレベル概要

【教育理念】

本教育プログラムでは、ヘルスケアシステムの変革を担う看護管理の実践者を育成することをめざし、ヘルスケアシステムの変革と看護ケアの質向上に役立つ知識の獲得と実践力の向上のための機会を提供する。

成人学習の考え方を基盤に、学習者の自立性を尊重し、自主的な学習と自己決定を促進するとともに、学習者の創意工夫や自由な発想を引き出し、新たな発見や革新を促す場を提供する。また学習者が自己のこれまでの経験を客観的・相対的に見直し、今後の看護管理実践にあたり、自信を持って前向きに取り組める機会となる学習プログラムを提供する。

【教育目的】

保健医療福祉を取り巻く環境の変化により、求められるヘルスケアニーズは多様化している。そのため、看護サービスの質の向上に果たす看護管理者の役割は重要であり、現在および今後多様化する将来のヘルスケアニーズに対応したヘルスケアシステムを創造できる資質をもった管理者を育成することが不可欠である。そこで本教育プログラムは、次のことを目的に教育する。

- 1) 社会が求めるヘルスサービスを提供するために看護の理念を掲げ、それを具現化するために必要な以下の能力の拡大をめざす。
 - ① サービス提供のために必要な組織を構築し、運営していくことのできる能力
 - ② 看護現場の現状を分析し政策提言できる能力
 - ③ 看護管理者として社会や地域へ貢献できる能力
- 2) 看護事業を起業し運営するにあたって必要となる経営管理能力に関する知識・技術・態度の修得をめざす。

【教育課程の目標】

- 1) 保健医療福祉の政策動向を理解し、それらが看護管理実践に与える影響を考える。
- 2) 看護現場の現状を分析データ化し、職能団体・行政機関等へ提示できる能力を養う。
- 3) 社会が求めるヘルスケアサービスをアセスメントし、目的の達成をめざした看護の
- 4) 組織化を図るための諸理論を学習する。
- 5) 経営者あるいは、その一員として経営管理の視点に立ったマネジメントが展開できる能力を養う。
- 6) トップマネジャーが備えるべき要件について学ぶ。

2. サードレベル募集概要

- 1) 募集人員 20名
- 2) 教育期間 33日間

第1クール(18日)	休止	第2クール(15日)
6/16(水)~7/9(金)	7/10~8/22	8/23(月)~9/10(金)

*原則として土日は含まない。ただし、講師の都合により、土日に開講することがあります。

3) 受講要件

以下の3つの要件を満たしていること。

- ①日本国の保健師・助産師・看護師のいずれかの免許を有する者。
- ②保健師・助産師・看護師のいずれかの資格取得後、実務経験が通算5年以上ある者。
- ③以下のいずれかの要件を満たす者。
 - ア. 認定看護管理者セカンドレベルの教育課程を修了した者。
 - イ. 看護部長もしくは看護部長に相当する任にある者で、過去に合計4週間(20日間)以上の看護管理研修を受けている者。
 - ウ. 副看護部長もしくは副看護部長に相当する職位に1年以上就いている者で、過去に合計4週間(20日間)以上の看護管理研修を受けている者。
 - エ. 看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者で、修士課程修了後の実務経験が3年以上ある者。
 - オ. 師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者。
 - カ. 師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している者。

4) 選考方法

出願書類により総合的に判定する。

5) 応募期間

第1期募集：平成22年2月15日(月)～平成22年3月1日(月)最終日消印有効

第2期募集：平成22年4月5日(月)～平成22年4月16日(金)最終日消印有効

(若干名)

6) 応募方法

応募者は必要な書類をA4サイズの封筒に入れ、簡易書留にて郵送してください。

なお、封筒表面余白に「**サードレベル**」と朱書きして下さい。

応募先

〒030-8505 青森県青森市大字浜館字間瀬58-1

青森県立保健大学 地域連携・国際センター サードレベル 担当 宛

7) 受講審査結果通知

①通知日

第1期募集：平成22年4月上旬ごろ 第2期募集：平成22年5月上旬ごろ

②通知方法

個人宛に結果を郵送にて通知いたします。

8) 受講費用・納付方法

①受講費用

180,000円 ※この金額は予定額であり、変更する場合がありますが、その場合は、速やかにお知らせいたします。実習費用は自己負担となります。

②納付方法

納付についての詳細及び必要書類は、受講審査結果通知とともに送付します。

3. 応募書類記入上の注意

- ・ 必要事項を漏れなく記入してください。
- ・ 応募書類の記入にあたって手書きの場合は、黒色ボールペン又は黒色インクを使用し、楷書で正しく記入してください。
- ・ ダウンロードの書類を使用する場合は、フォントの色を黒色にしてください。
- ・ 年号は全て西暦で記入してください。

A票：サードレベル 受講申込書	・「在職年数」は現在の職位に就いてからの年数を記入してください。 ・「看護職としての実務経験年数」は看護職としての通算の実務経験年数を記入してください。
B票：サードレベル 受講志望動機	・サードレベル受講の志望動機と、今後の職場の管理上の課題、もしくは自分の学習の課題について理由を添えて記入してください。
C票：職位及び 勤務証明書	・「在職期間」「職位（期間）」は継続して在職している場合、または継続してその職位にある場合は証明書記入日を期間の最終日として下さい。 ・職位及び勤務証明書は、C票の内容が含まれていれば、ご自身の所属の所定の書式でもかまいません。
D票：看護管理者研修 修了証一覧	・これまで受講した看護管理者研修について記入してください。 ・修了証の写しにD票「看護管理研修修了証一覧」を乗せ綴じてください。
E票：応募に際しての 上司の了解の 確認票	・上司の了解を得ているかについて確認するための用紙です。受講するにあたり組織の支援を得ることが目的であり「了解を得ていること」が必須条件ではありません。また、組織に所属していない応募者は、提出は不要です。

4. 応募上の注意

- ・ 応募書類に不備がある場合は受理しません。
- ・ 受講要件毎に応募書類が違いますので注意してください。
- ・ 一度受理した応募書類は返還しません。
- ・ 出願書類に虚偽の記載をした場合は、受講開始後であっても受講許可を取り消すことがあります。
- ・ 看護管理研修の修了者は応募後の書類の内容変更はできません。ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合は、青森県立保健大学 地域連携・国際センター（TEL：017-765-2316）まで連絡してください。

5. 受講要件別提出書類一覧

提出書類 受講要件		A票	B票	C票	D票	E票	免許証の写し	修了証の写し	切手
		受講申込書	サードレベル志望動機	職位及び勤務証明書	看護管理研修修了証一覧	応募に際しての上司の 了解確認票			
ア	認定看護管理者セカンドレベルの教育課程を修了している者	○	○			○	○	○ *1	結果通知送付用として使用します。420円切手(簡易書留料金を含む)を同封してください。
イ	看護部長もしくは看護部長に相当する任にある者で、過去に合計4週間(20日間)以上の看護管理研修を受けている者	○	○	○	○	○	○	○ *2	
ウ	副看護部長もしくは副看護部長に相当する職位に1年以上就いている者で、過去に合計4週間(20日間)以上の看護管理研修を受けている者	○	○	○	○	○	○	○ *2	
エ	看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者で、修士課程修了後の実務経験が3年以上ある者	○	○	○		○	○	○ *3	
オ	師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者	○	○	○		○	○	○ *3	
カ	師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している者	○	○	○		○	○	○ *3	

*1 セカンドレベル教育課程の修了証明書の写し

*2 看護管理研修修了証の写し

*3 当該修士課程修了証の写し

6. 教育課程（予定）

教科目	内 容	時間数
保健医療福祉政策論	社会保障の概念と保健医療福祉政策 諸外国の保健医療福祉 看護制度・政策 制度・政策に影響を及ぼす看護管理者の役割 保健医療福祉政策演習	30
保健医療福祉組織論	保健医療福祉におけるサービスのマーケティング 地域保健医療福祉計画 組織デザイン論 ヘルスケアサービスの連携 保健医療福祉組織論演習	45
経営管理論	医療福祉と経済論 医療福祉経営 財務管理 経営分析 ヘルスケアサービスの経営と質管理・経済性 看護経営の今後のあり方 経営管理論演習<実習含>	75
経営者論	経営者論 経営者の倫理的意思決定 起業家論 経営者論演習<実習含>	30
その他	オリエンテーション 演習・実習ガイダンス 文献検索・情報収集	9

7. その他

1) ドミトリー（簡易宿泊施設）

青森県立保健大学内のドミトリー（簡易宿泊施設）が利用できます。

費用：1泊 1400円（費用は変更することもあります。）

宿泊室数：22室（1室1人定員）

宿泊室面積：約10畳（ベッド・寝具・机・イス）

施設内設備：談話室（テレビ・ソファ・テーブル）・洗濯乾燥室（全自動洗濯乾燥機）・洗面所（冷蔵庫・電子レンジ・簡易電磁調理器）・トイレ・浴室（共同）あり

その他：食事の提供はありませんが、平日の昼食は学生食堂を利用できます。

ドミトリー内は禁煙です。

申込については、受講審査結果通知とともにご案内いたします。

*希望者多数の場合は抽選することになります。

2) 駐車場について

大学敷地内に駐車する場合は、許可証が必要です。許可証の申込については、受講審査結果通知とともにご案内いたします。

3) 個人情報に関する取り扱い

今回提出された個人情報に関しては、受講選考に際してのみの使用するものとします。

4) その他：大学敷地内は禁煙です。

交通アクセス



青森市内の交通案内

■ JR青森駅から約7キロ

- ・ 市営バス(戸山団地・沢山線(明の星高校経由))……約20分(県立保健大学前下車徒歩1分)

- ・ 車/タクシー……………約20分

■ JR東青森駅から約1キロ 徒歩…………約10分

■ JR小柳駅から約1キロ 徒歩…………約10分

■ 青森空港から約14キロ

- ・ 車/タクシー……………約30分

■ 青森自動車道「青森中央IC」から約5キロ

※駐車場あり(無料)

青森県立保健大学

〒030-8505 青森県青森市大字浜館字間瀬58-1 青森県立保健大学 地域連携・国際センター

TEL: 017-765-2316 FAX: 017-765-2021 <http://www.auhw.ac.jp>